下榎交流センターだより

編集　日野町下榎交流センター
〒689－4526　日野町下榎157番地1
電話：７２－１１９１（FAX兼）
E-mail：rinpokan@town.tottori-hino.lg.jp

下榎交流センターの取り組みについて

現在の下榎交流センターは、昭和40年に新設された隣保館と昭和52年に新設された集会所が原形となっています。隣保館は、下榎地区の大人から子どもまでみんなが集まって差別に負けないように勉強や学習会をしたり、地区の活動や事業を話し合って決めたりするなど、さまざまな活動の拠点として建てられました。

その後、人口が増え、学習会や解放文化祭などの活動をするには狭くなったため、集会所を新設することになりました。新設当初は、多くの子どもたちで学習会などが活発に行われ、高校生や青年部が一丸となって盆踊り大会を実施するなど、地区の活性化の拠点にもなっていました。しかし、近年は子どもも少なくなり、今まで取り組んでいた活動も難しくなっています。

現在の下榎交流センターの取り組みは、解放文化祭の開催をはじめとして年4回の料理教室、毎月行われる手芸教室、新たに実施を始めたクラフト教室、しばらく休止しこの度復活した生け花教室などがあります。しかし、残念ながら参加人数は年々減少しています。

下榎交流センターとしては、以前のように大人も子どもも、地区内外の人もみんなが集まって、活動や事業ができる拠点になるようにしていきたいと考えています。そこで、今年度から講堂を開放し、卓球などができるようにしました。また、新たに園芸教室や習字教室の開催も予定しています。

今後も、皆さんがこの下榎交流センターの事業へ気軽に参加していただけるように考えていきますので、皆さんからのご希望、ご要望、またアイデアなどをぜひお聞かせください。ご協力よろしくお願いします。

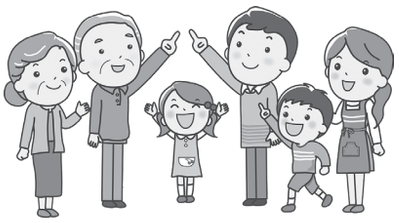

よってみょい家：ボッチャ体験

6月24日（火）午後1時30分より、下榎交流センター講堂にて「ボッチャ体験」の開催を予定しています。

ボッチャは、障がいのある人のために考案されたパラリンピックの公式競技で、現在では障がいの有無に関係なく楽しめるスポーツとしても人気があります。みなさんの参加をお待ちしています。

詳しくは、下榎交流センター　（電話0859-72-1191）　西村一成まで

《部落解放月間》

鳥取県では、7月10日～8月9日を「部落解放月間」とし、みなさんが同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくよう啓発活動を行っています。

町では、「障がいって何だろう？～社会をみつめて気づくこと～」と題したパネル展を行います。

【展示期間・場所（予定）】

▶7月10日～18日　場所/町公民館　　▶7月18日～30日　場所/町図書館

▶7月31日～8月9日　場所/下榎交流センター

パネル展にあわせて、期間中「令和7年度 部落解放・人権尊重標語」の掲示も行います。

農業委員会だより No.112

中山間地域等直接支払制度第６期対策（R7 ～ R11）

●「ネットワーク化活動計画の作成」（10 割単価）について

本町の農家の多くが参加している中山間地域等直接支払制度について、令和７年度から第６期対策（５か年）が始まります。第６期対策では、交付単価 10 割（急傾斜単価 21,000 円／ 10a）のうち、２割相当額部分の助成を受けるためには、「ネットワーク化活動計画の作成」が条件となっています。

現在、各集落協定等では、ネットワーク活動の組織化に向けて検討いただいているところです。

菅福集落協定ネットワーク協議会（７集落協定）の計画案を紹介します

菅福地区では、７集落協定を組織化した協議会を設立し「ネットワーク化活動計画の作成」に取り組む予定ですので、その計画案を紹介します。

【菅福集落協定ネットワーク協議会】

●ほぼ従来通りの事務でよい組織体制（共同事務局の設置）

既存の７集落協定が「菅福集落協定ネットワーク協議会」を設立。協議会は、各集落協定が抱える諸問題の相談、解決を行います。各集落協定は、従来通り補助金交付申請、実績報告等を行うため、協議会ではその取りまとめを行うのみであり負担も少ないです。また、隣接していない離れた集落協定も協議会に参加しています。

《連携活動の項目》①事務の一元化 / ②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等） / ③水路・農道等の維持管理 / ④機械・施設の共同利用 / ⑤農作業の共同化 / ⑥農業の担い手育成 / ⑦地場農産物の加工・販売 / ⑧鳥獣害対策 / ⑨多面的機能を増進する活動 / **⑩その他**

●最小限から始める連携活動

連携活動の例として①～⑩の項目が国から示されていますが、第６期対策として協議会が取り組むのは、「①事務の一元化（共同事務局の設置）」と「⑩その他（活動に伴う諸問題解決にむけての助言・課題解決支援）」の２つだけです。将来的には、水路の泥上げ、草刈り作業の共同活動や機械の共同利用も目指しますが、まずは、最小限の活動から取り組みます。

「⑩その他（活動に伴う諸問題解決にむけての助言・課題解決支援）」の活動例として、各集落協定の代表が集まり、集落の課題を洗い出した結果、「事務の仕方（パソコンの使い方）がわからない」「水路掃除などに人手がたりない」などがあげられました。「事務の仕方（パソコンの使い方）がわからない」については、各集落協定の事務担当者同士が効率的な方法を教え合うことによって、すでに課題解決に向かっています。

また、「水路掃除などに人手がたりない」という課題に対しては、「農山村ボランティアの活用」というアイデアが出されました。活用にあたりネックとなっていた申請の方法がわかりにくいことやボランティア学生へのまかないをどうするのか（集会所で買ってきたお弁当をみんなで食べる）などについても、活用した経験がある集落協定の担当者が活用方法を助言し、課題解決の取組みを拡げています。

「農山村ボランティア」の活用に関するご相談、申込は、役場産業振興課（電話 72-2101）までご連絡ください。